

納税地	450-0002 名古屋市市中村区名駅3丁目11番4号
法人名等	エレファントシステムズ 株式会社
代表者又は 清算人氏名	代表取締役 加藤 夢貴 殿

名中村法 第 2276 号

令和 5年 5月 29日

名古屋中村 税務署長
財務事務官

竹内 一路



更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
法人税	自令和 1年 5月 1日至令和 2年 4月30日事業年度 自令和 2年 5月 1日至令和 3年 4月30日事業年度 自令和 3年 5月 1日至令和 4年 4月30日事業年度	自令和 1年 5月 1日至令和 2年 4月30日事業年度から 自令和 3年 5月 1日至令和 4年 4月30日事業年度まで
地方 法人税	自令和 1年 5月 1日至令和 2年 4月30日課税事業年度 自令和 2年 5月 1日至令和 3年 4月30日課税事業年度 自令和 3年 5月 1日至令和 4年 4月30日課税事業年度	自令和 1年 5月 1日至令和 2年 4月30日課税事業年度から 自令和 3年 5月 1日至令和 4年 4月30日課税事業年度まで
消費税及 び地方消 費税	自令和 1年 5月 1日至令和 2年 4月30日課税期間 自令和 2年 5月 1日至令和 3年 4月30日課税期間 自令和 3年 5月 1日至令和 4年 4月30日課税期間	自令和 1年 5月 1日至令和 2年 4月30日課税期間から 自令和 3年 5月 1日至令和 4年 4月30日課税期間まで
源泉所得 税及び復 興特別所 得税	右記調査対象期間に法定納期限が到来する源泉所得税 及び復興特別所得税	自令和 1年 6月10日至令和 5年 4月10日に法定納期限が到 来する源泉所得税及び復興特別所得税
	以下余白	

備考	
----	--